

地公退ニエース

No. 123
2015. 2. 26
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

退職者連合、春要求の運動へ

退職者連合は今年、初めての取り組みとして春の通常国会の時期に政策制度要求を掲げて政府及び政党に働きかける。従来の年間要求に付加して春の国会むけ要求で運動を進めることとしたもの。各組織・地域での取組強化が期待される。

第二八九通常国会にむけての政策・制度要求

一 年金

- (1) マクロ経済スライドによる調整に当たっては名目下限方式を堅持すること。また、基礎年金受給者について、調整による年金額抑制が生活保障機能を損なうことのないよう適用除外を含めて調整方法を検討すること。
- (2) 短時間労働者の被用者年金加入について二〇一六年施行予定の五要件を前倒しで見直し、速やかにかつ抜本的に拡大すること。必要に応じて「僅少労働年金」を参考にした制度を導入すること。
- (3) 年金受給者の選択権を前提に、基礎年金拠出期間延長および受給開始年齢選択幅拡大を検討すること。在職高齢年金は就労による労働参加率向上を促すようあり方を検討すること。
- (4) 年金積立金運用

- ① 公的年金積立金については、専ら被保険者の利益のため運用すること。
- ② 運用方針の検討・決定については被保険者代表が参加する合議機関を設けその同意を得て行うこと。また、合議機関の委員はインサイダーとなる業界構成員を除外するとともに、退任後も一定期間回転ドア型の業界再就職を制限すること。
- ③ 政府が日銀の金融緩和と一体でGPIFに強要した株式投資比率拡大方針を撤回すること。
- ④ 株式運用投資では国連が呼びかけた「社会責任投資」を推進すること。

二 地域包括ケアシステム

- (1) 地域で、高齢者の状態に即応し、高齢者が選択できる統合された医療・介護ケアシステムとネットワークを確立すること。街づくりと一体でサービス提供体制の基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。
- (2) データに基づく地域医療ビジョン・介護事業計画により、医療・介護の資源偏在を計画的に是正し、サービス提供体制を整備すること。とりわけ、地域包括ケアセンターの機能強化と居宅系サービスの基盤整備を急ぐこと。
- (3) 地域包括ケアシステム確立のために不可欠な人材を育成・確保すること、そのための財政基盤を整備すること。
- (4) 地方自治体・事業者・市民と協議し、合意形成を図りながら確実かつ速やかに推進すること。

三 医療保険

- (1) 公的国民皆保険制度を堅持すること。皆保険の崩壊につながる「混合診療」を導入しないこと。一部例外的な扱いである「先進医療・治療・患者申出療養」については近い将来の保険収載を基本とし、厳格に範囲を限定すること。
- (2) 高齢者医療制度改革会議報告に基づき、後期高齢者医療制度にかわる新たな制度を作ること。低所得者に対する後期高齢者保険料特例軽減は、本則の軽減措置を拡充して解消すること。元被扶養者に対する保険料特例軽減は、後期高齢者医療制度にかわる新たな制度を作ることにより解消すること。
- (3) 国保について、高齢者医療制度改革会議報告に沿い、都道府

県が財政運営を担当し市区町村が保険給付・保険料の賦課徴収・資格管理を担当するなど、両者の連携で保険者機能を強化する方向で制度を改革すること。また、これらを円滑に推進するため国による財政措置を講ずること。

- (4) 応能負担原則に沿い、後期高齢者支援金総報酬割化を計画的・確実に実施すること。

- (5) 受診頻度の少ない加入者に対して、「個人に対する健康・予防インセンティブ」を名目とする保険料軽減を実施しないこと。

四 介護保険

- (1) 予防訪問介護・予防通所介護について、新総合事業への移行を撤回し、従来の予防給付に戻すこと。
- (2) 要介護認定について、新規・更新とも現行システムでの判定方式を継続すること。新総合事業移行に関連して示した「基本チェックリスト」を要介護認定申請前段に位置付ける方針は申請権の侵害になるので撤回すること。
- (3) 重度化防止の観点から中・軽度者サービスに対する介護報酬を改善すること。要支援者サービス（予防訪問介護・予防通所介護）の介護報酬を切り下げないこと。訪問介護の単位時間を三〇分からさらに細分化しないこと。サービス提供責任者の配置基準を引き下げないこと。

- (4) 医療・介護サービスが利用できる暮らしの場を整備・充実すること。グループホームについて夜間の職員配置を改善すること、集団規模・ユニット数拡大により施設を大規模化させないこと。ショートステイについて居室以外のスペースを居室とみなす便宜措置を講じないこと。特別養護老人ホームにおける多床室の入居者負担を増額しないこと。
- (5) 従事者の処遇を改善するために介護報酬（処遇改善加算・サービス提供体制強化加算）を改善し、加算が確実に従事者に分配される方策を講ずること。このため、事業者ごとの人件費比率の公開を求めること。

- (6) 認知症高齢者に起因する損害について、賠償責任を家族に負わせることなく社会的な賠償制度を設けること。
- (7) 二七年度実施をめざす第三期介護給付適正化事業については、過去に見られた給付抑制のための「国の締め付け」「自治体の暴走」が生じないよう検討・実施すること。特に要介護認定への介入を生じさせないこと。

- (8) 介護保険と相互補完する位置づけで老人福祉法による施策を再整備・充実すること。養護老人ホームの居住環境を改善するとともに、養護を必要とする高齢者には措置控えをすることなく利用を決定すること。

五 生活保護

二〇一三年八月・二〇一四年四月に切り下げた生活保護基準を復元すること。二〇一五年四月に予定している住宅扶助・冬期加算の切り下げを撤回すること。

六 税

- (1) 年金課税について、年金の生活維持機能を損なわないことを前提にして、応能負担の原則に沿う体系的提案により国民の合意形成を図ること。
- (2) 法人税の実効税率を引き下げないこと。

以上

地公退・自治退合同幹部学習会を開催

一月二八日に地公退・自治退合同幹部学習会を開催し、連合の総合政策局生活福祉局・照沼光二部長から年金積立金の運用について講演を受け、有意義な学習会となった。講師から当日の講演要旨を次のようにまとめていただいた。

年金積立金の動向と課題

一 公的年金制度全体における年金積立金の位置づけ、運用の目的



共済年金を含む公的年金制度全体の財政状況は、二〇一四年度予算ベースで保険料三四・三兆円に対して給付は五三・九兆円、国庫負担は一一・八兆円となっており、足りない分を年金積立金（一五四・五兆円）を運用して賄っている。そのうち厚生年金・国民年金の年金積立金約一三〇兆円を

厚生労働大臣から寄託を受けて管理・運用しているのがGPIFである。運用実績は自主運用を開始した二〇一一年度以降の一三年間の平均で二・五二％、GPIFとなった二〇〇六年度以降の八年間の平均で二・七八％と、財政計算（財政検証）上の前提をいずれも上回っている。

運用の目的は、厚生年金保険法で「積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行う」とされ、国民年金法でも同様の規定がある。それを受けて、GPIF法では「中期計画に、次に掲げる事項を定めるものとする」とあり、その一つに基本ポートフォリオがある。なお、同法では「年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし」とされている。二〇〇八年度、リーマン・ショックがありながらも、安全かつ確実な運用によりマインス九・三兆円の損失で済んだことは特筆すべき点である。

二 財政検証の仕組み、基本ポートフォリオとの関係

公的年金制度は、二〇〇四年改正で「保険料収入」「積立金」「国庫負担」から成る負担が固定された。その上で、「一〇〇年安心の年金」を謳い文句に、負担と給付がおおむね一〇〇年にわたってバランスしていけるか五年おきに点検するのが財政検証である。財政検証にあたっては「物価上昇率」「賃金上昇率」「長期金利」等の経済前提が複数設定される。二〇一四年財政検証では、「足下一〇年の経済前提」は内閣府が二〇一四年一月に公表した「中長期の経済財政に関する試算」の「経済再生ケース」と「参考ケース」に準拠した二ケース、また、それ以降の「長期の経済前提」は前者に接続するAと後者に接続するFとHの合計八ケースが設定された。この財政検証結果を踏まえて厚生労働大臣がGPIFに「中期目標」を示し、GPIFが運用委員会での審議を経て基本ポートフォリオを含む「中期計画」案を策定し、独立行政法人評価委員会での審議等を経て厚生労働大臣が認可を行うという構造になっている。

三 問題だらけの基本ポートフォリオの見直し

風向きが変わったのが「日本再興戦略（二〇一三年六月一日）」である。「公的・準公的資金について、各資金の規模や性格を踏まえ、運用（分散投資の促進等）、リスク管理体制等のガバナンス、株式への長期投資におけるリターン向上のための方策等に係る横断的な課題について、有識者会議において検討を進め、本年秋までに提言を得る」とされた。さらに、『日本再興戦略』改訂二〇一四で、「運用の改革は、専ら被保険者の利益のために行うものである。こうした運用が結果的に成長への投資、ひいては日本経済に貢献し、経済の好循環実現にもつながる」とされた。

そもそも財政検証について、向こう一〇〇年を見通すことなど不可能である（人口推計は五〇年先まで）。また、財政検証は時の政権の政策による影響を排除できず、中立性の確保という点で非常に問題のある仕組みであり、事実、今回の経済前提はアベノミクスを

意識した内閣府試算が最もとなっている。その上で、「長期の経済前提」のうち、特にケースAではバブル期のような成長が延々と続くシナリオが描かれ、あり得ないような「賃金上昇率」や「長期金利」が設定されている。このケースAを含めてすべてのケースに対応するのが今回の運用目標「名目賃金上昇率十一・七％」なのである。

こうして二〇一四年一〇月三十一日、基本ポートフォリオが変更されたが、まず政府が「日本再興戦略」などで厚生年金保険法等の趣旨を逸脱し、専ら被保険者の利益のためではなく、経済成長のために運用の見直しを掲げていることが背景にある中での変更であり、目的が問題である。次に、これまで安全資産とされてきた国内債券の比率を大幅に引き下げる一方、国内外の株式の比率をともに大幅に引き上げ、プライベートエクイティや不動産等による分散投資をより進めることとするなど、リスク性資産割合を高めた変更であり、内容が問題である。そして、何より保険料拠出者である労使や国民に対する十分な説明を欠いたままでの変更であり、進め方が問題である。なお、この点に関して、複数の専門家が一年間の保険料水準に匹敵する三〇兆円規模の損失が生じる可能性があると当初より指摘していた。それにも拘わらず、政府は明言を避け続けた。株式比率が高まったことを問題という人は多く、連合も基本的にはそのような考えである。ただ、それ以上に、経済成長という言わば目的外利用のために被保険者の意思を確認しないまま（後述のとおり）そもそも確認する術がない中で、貴重な年金給付の財源をこれだけのリスクにさらし、しかも、そのことを正々堂々と説明していないことが一番の問題ではないかと考えている。

四 被保険者の意思はどこに？ 年金積立金はだれのものか

GPIF運用委員会には連合と経団連の推薦委員も参画しているが、法的な位置づけはあくまでも学識経験者であり、ステークホルダーとして参画できる形態とはなっていない。すなわち、現在のGPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がない。そのような中で、二〇一四年一月四日、社会保障審議会年金部会の下に「ガバナンス検討作業班」が設置され、議論が行われてきたが、「有識者会議」委員だった専門委員の主張からは「運用を厚生労働大臣から切り離したい」、「中期計画を『認可』ではなく『報告』で済ませたい」、「投資委員会のような各種委員会をつくって権限を委譲させ、意思決定機関を形骸化させたい」、「意思決定と執行を完全に分離させて自由に運用したい。CEO等執行部の責任を免れたい」という狙いが透ける。連合は「GPIFは公的年金制度の一部。厚生労働省が関与するのは当然。意思決定機関に労使代表が入るのは当然でかつ過半数を占めるべき。意思決定機関には執行機関のCEO等も入るべき。外枠に各種委員会を設けることには反対。専門家が執行機関等に入るとすれば、インサイダー取引排除の観点から完全に企業・団体籍を外す、あるいは一定期間務めあげたら同じ業界に何年間か戻らないようにするなどの措置が必要」と主張してきた。

結局、「ガバナンス検討作業班」では労使・有識者の反対によって「報告書」のとりまとめは行われず、二〇一五年一月二三日の年金部会に「議論の要約」として提出された。そこで、連合と経団連の委員が「被保険者の代表の意思が確実に反映されるガバナンス構造を構築すべき」といった内容を柱とする共同の意見書を提出し、他の委員から支持する意見が数多く出され、再びとりまとめには至らなかった。しかし、政府、業界関係者は今通常国会に関連法案を提出する姿勢を崩していない。年金積立金はだれのものか。連合は、それを合言葉に、引き続き本部・構成組織・地方連合会一体となつて取り組みを展開していく。

以上